

○総務省告示第 号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、次に掲げる告示は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 年 月 日）に廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

- 一 平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）
- 二 平成十年郵政省告示第二百十七号（電気通信番号規則第十八条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件）